

# 特別支給手続開始決定公告

令和8年6月26日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条項の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

## 記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和8年第3号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和8年6月26日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
  - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和3年1月頃から令和3年11月頃までの間
  - (2) 支給対象犯罪行為の内容
- 4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
  - (1) 警察官を名のって、被害者方の固定電話に電話する。
  - (2) 警察官になりすまし、キャッシュカードや現金を回収するために被害者宅を訪れる。
  - (3) 警察官になりすまし、キャッシュカードや現金を手交させる。
  - (4) だまし取ったキャッシュカードを使い、ATMから出金する。
- 5 残余給付資金の額 金442万3334円
- 6 特別支給申請期間 令和8年6月26日から令和8年8月25日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
  - (1) 裁判所名 東京高等裁判所
  - (2) 裁判年月日 令和5年9月27日（令和5年10月12日確定）
  - (3) 被告人氏名 森田 一樹
  - (4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、令和3年6月9日頃から同年10月13日頃までの間

第1 警察官になりすましてキャッシュカード及び現金をだまし取ろうと考え、固定電話に電話をかけ、警察官を名のり、キャッシュカードや口座が不正に使用されているので、警察官がキャッシュカードを回収する旨うそを言い、警察官になりすました氏名不詳者らがキャッシュカードや現金を回収する旨うそを言って、被害者4名からキャッシュカードの交付を受け、また、そのうちの被害者1名から現金約220万円の交付を受け、人を欺いて財物を交付させ

第2 だまし取ったキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、現金自動預払機にキャッシュカードを挿入し、現金合計633万6000円を引き出してこれを窃取した行為。

(罪 名) 詐欺、窃盗

- 8 この公告に関する問合せ先（申請書の郵送又は持参による提出先）  
〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1  
東京地方検察庁犯罪被害財産支給手続担当  
電話番号 03-3592-5611（代表）内線 3350、4392